

中国個人所得税の改正

February 2019



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2019 年 1 月時点で、世界 89 ヶ国に業務を展開し、23,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

2019 年 1 月 1 日より、改正された中国個人所得税の適用が開始されています。これは 1980 年以降に個人所得税適用開始以来、初めての大きな改正となっています。

中国個人所得税

1950年代中国建国後間もなく個人所得税は法令として定められたものの、計画経済による利益分配を基礎とした制度下では、その徴収は行われず、1980年代の改革開放政策の下、中国を訪れるようになった外国籍人員に対する徴収として初めてその施行が開始されたものです。

その後 1994 年に外国籍人員に対する個人所得税、国内人員に対する個人工商業者所得税及び個人収入調節税の 3 税制が現在の個人所得税に統一され、その後も 1999 年に長らく徴収が免除されてきた利子所得課税の開始、2010 年からは上場企業株式売却益にかかわる課税の開始等、順次調整が行われながら今回に至っています。

税収に占める個人所得税比率の国際比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	中国
比率	30.9%	75.5% (連邦)	36.3%	40.8%	37.9%	8.3%

注) 日本については国税収入に占める個人所得税（国税）割合

(出典:財務省 HP 個人所得課税の国際比較（中国以外）、中国については財政 HP 税収増加構造分析)

上図のように中国個人所得税がその税収全体に占める割合は、他国との比較では極めて低いものとなっています。社会的公平性の観点から累進超過税率制がとられることの多い個人所得税については、貧富の差が激しいほど税収額は大きくなるものといわれています。近年急速に富裕層の拡大が見られる中国においても、税収の拡大及び社会的公平性の担保の観点から、今後その徴収管理強化がなされているものと考えられており、今回の大幅改正はその布石となるものといえるでしょう。

このように 1990 年代初頭に外資導入の一環として外国籍人員及び外商投資企業並びに大手企業に勤務する従業員を中心として策定された中国個人税制ですが、中国経済の大きな発展による社会構造変化により実態にそぐわないものとなっていたといえ、今後も継続的な調整及び徴収管理強化がなされていくものと考えられます。

今回の改正の内容

【関連法令】

今回の改正に関連する法令は以下のようなものとなっています。

法令（中国語法令名）	公布日	内容
中华人民共和国个人所得税法（2018 年修订）	2018 年 8 月 31 日	基本法令
关于印发个人所得税专项附加扣除暂行办法的通知	2018 年 12 月 13 日	特別附加控除にかかわる規定通達
中华人民共和国个人所得税法实施条例（2018 年修订）	2018 年 12 月 18 日	基本法令改正に伴う实施条例の改正
关于全面实施新个人所得税法若干征管衔接问题的公告	2018 年 12 月 19 日	総合所得にかかわる源泉徴収方法についての規定通達

关于个人所得税自行纳税申报有关问题的公告	2018 年 12 月 21 日	自己納税申告にかかわる通達
关于发布《个人所得税专项附加扣除操作办法（试行）》的公告	2018 年 12 月 21 日	特別附加控除の実務的处理にかかわる規定通達
关于个人所得税法修改后有关优惠政策衔接问题的通知	2018 年 12 月 27 日	賞与、経済補償金、外国籍人員等に関する従来からの優遇政策にかかわる通知

【税額計算方法にかかわる修正】

①居住者概念の修正（満一年基準の見直し）

居住者の概念とは、納税義務の範囲にかかわる判断基準であり、居住者については全世界所得、非居住者については中国国内源泉所得について納税義務を負います。

従来の居住者の概念とは、中国国内において住所を有する、または、中国国内に満 1 年居住した個人をいうものとされていました。ここで、中国国内に満 1 年居住するとは、一納税年度に中国国内に 365 日居住することをいい、一時的に出国する場合（一納税年度において 1 回に 30 日を超えないか、または何回かを累計して 90 日を超えない出国）には、その日数を控除しないものとされていました。

今後は、居住者とは、中国に住所を有する、または、住所を有さないが一納税年度に中国国内に満 183 日居住する個人を居住者というものとされました。

従って、今後は、中国国外源泉所得について中国における納税義務を有さない非居住者となるために、一納税年度に 183 日以上中国国外に滞在しなければならないものとされました。

すなわち、中国において全世界所得納税義務を負う居住者と判断される範囲が拡大されたといえます。

想定される問題点

従前は 1 月 1 日に赴任しない限りは赴任初年度から居住者となることはありませんでしたが、今後は年度内の赴任であったとしても居住者となる可能性があるものとなりました。

さらに、長期出張等により、生活の本拠を中国国外に残したまま 183 日を超えて中国国内に滞在した場合には、形式的に中国における居住者とみなされるものといえ、全世界所得にかかわる納税を中国と日本の両国で求められる場合があるということです。

また、日本における規定のような、生活の本拠を有する（住所を有する）ことを判断するためにいわゆる“住所の有無の推定規定”が設けられていないことから、年度の後半に中国に赴任した場合や年度の前半に帰任した場合等については、非居住者とされるのか否かについて判断が難しくなるものと考えられます。

②居住者に対する総合所得概念の導入

従前、月次計算による分離課税のなされてきた、賃金・給与所得、役務報酬所得、原稿料所得、使用料所得をまとめて総合所得とし、一括して年度計算により課税所得及び税額の計算を行うものとなります。

（1）税率及び税額計算

税額計算を年度で計算するものとし、これに対応して、給与所得に対する基礎控除額を年間額である RMB60,000 元（月額 RMB 5,000 元に相当）とし、その他の所得に対する原則 20%の基礎控除が認められます。また、役務報酬所得、原稿料所得については、収入金額の 20%（収入金額が RMB4,000 元以下である場合は RMB800 元）の基礎控除が認められるものとされ、原稿料所得については、収入額の 70%が課税所得とされます。

さらに、特別控除や特別付加控除、別途規定される控除が認められるものとなっています。

税額の計算については、累計予納控除法（累計预扣法）とよばれる方法が導入されました。ここでは、源泉徴収義務者が一納税年度における予納源泉徴収を行うに際し、当該月までの給与所得累計額から免税収入累計額、基礎控除累計額、特別控除累計額及び特別付加控除累計額、別途規定される控除累計額を控除した金額を累計予納源泉徴収課税所得額として、以下の予納控除率を適用することにより、累計予納源泉徴収要納税額を算出し、これから累計減免税額及び累計源泉徴収既納税額を差引いた金額を当期源泉徴収要納税額とします。

ここで、当期源泉徴収要納税額がマイナスとなった場合にも、還付はなされず、納税年度終了後の差額がマイナスである場合には、総合所得年度申告により、還付がなされることになっています。

個人所得税予納控除率表
（居住者賃金所得予納源泉徴収）

級数	累計予納源泉徴収課税所得額	予 納 控 除 率 (%)	速算控除額
1	RMB36,000 元以下	3	0
2	RMB36,000 元超 RMB144,000 元以下部分	10	2,520
3	RMB144,000 元超 RMB300,000 元以下部分	20	16,920
4	RMB300,000 元超 RMB420,000 元以下部分	25	31,920
5	RMB420,000 元超 RMB660,000 元以下部分	30	52,920
6	RMB660,000 元超 RMB960,000 元以下部分	35	85,920
7	RMB960,000 元超部分	45	181,920

個人所得税予納控除率表
（居住者労務報酬所得予納源泉徴収）

級数	累計予納源泉徴収課税所得額	予 納 控 除 率 (%)	速算控除額
1	RMB20,000 以下	20	0
2	RMB20,000 元超 50,000 元以下部分	30	2,000
3	RMB50,000 元超部分	40	7,000

想定される問題点

現状の規定及び実務上の納税システムにおいては、年度平均による予納控除率ではなく、現実の累計ベースの予納控除率が採用されていることから、年度初めは税率が低く、月を追うごとに税率が上がっていくという形態となります。

ここでは、年度全体ではつじつまが合うものの月次ベースにおいては、源泉徴収金額及び手取り額がまちまちとなるという不具合が発生するといえます。

(2) 各種控除項目の新設と外国籍人員に対する優遇税制の選択適用

特別控除には、基本養老保険、医療保険、失業保険等の社会保険費用及び公的住宅積立金が含まれ、これらについては、従前と変わらないものといえます。

特別付加控除には、子女教育費、継続教育、高額医療費、住宅借入金利息、住宅家賃、高齢者扶養の 6 項目の支出が含まれます。

1. 子女教育費

- ・ 納税者の子女の全日制学歴教育に関する支出に適用される。
- ・ 子女一人毎月 **RMB 1,000 元** の定額控除。
- ・ 学校教育には、義務教育（小学、初等中学）、高中段階教育（高校、中等職業、技術工学）、高等教育（専門大学、大学、修士、博士）が含まれ、満 3 歳以上小学入学前の就学前教育段階についても同様の適用が行われる。
- ・ 教育を受ける子女の両親は、一方による 100%控除または双方による 50%ずつの控除を選択でき、控除方法は一納税年度内に変更することができない。
- ・ 中国国外での教育については、入学通知、留学ビザ等の関連教育証明資料の備置を要する。

2. 継続教育

- ・ 納税者の中国国内における学歴（学位）継続教育及び専門技術者の職業資格に関する継続教育支出に適用される。
- ・ 学歴（学位）継続教育については、同一学歴（学位）につき最長 48 か月間毎月 **RMB 400 元** の定額控除。
- ・ 職業資格取得継続教育については、技能・専門技術の資格証明書を取得する年度につき **RMB3,600 元** の定額控除。
- ・ 大学またはそれ以下の学歴（学位）継続教育については、納税人自身またはその父母による控除のいずれかを選択できる。
- ・ 職業資格取得継続教育については、関連証書等資料の備置を要する。

3. 高額医療費

- ・ 一納税年度内に、基本医療保険に関連する医療費支出について、医療保険控除後の個人負担額（医療保険目録範囲内）が **RMB15,000 元** を超える部分について、**RMB80,000 元** を限度として実額控除できる。
- ・ 医療費控除については、本人または配偶者による控除を選択できる。また、未成年について発生した医療費については父母の一方による控除を選択できる。納税人及び配偶者、未成年子女について発生した医療費出については、それぞれ区分して控除額を計算する。
- ・ 医療費及び保険精算に関連する証憑原本（またはコピー）の備置を要し、医療保障部門は患者の年度医療費情報についての照会に対応する。

4. 住宅借入金利息

- ・ 納税者またはその配偶者が単独または共同で本人または配偶者のために商業銀行または住宅公積金個人住宅ローンにより中国国内で購入した住宅について、発生するローン利息に適用される。
- ・ 実際にローン利息の発生した年度において毎月 **RMB 1,000 元** の定額控除とし、最長 240 か月を限度とし、納税人は初回住宅購入ローン利息について一度だけ適用できる。
- ・ 夫婦のいずれかにより、控除を行うことを選択できる。控除方法は一納税年度内に変更することができない。
- ・ 結婚前にそれぞれが初回住宅購入ローン利息を有していた場合には、結婚後はいずれかを選択し 100%の控除を行うか、双方がそれぞれ 50%ずつの控除を行うかを選択することができる。控除方法は一納税年度内に変更することができない。
- ・ 住宅ローン契約、ローン返済支出証憑等の備置を要する。

5. 住宅家賃

- ・ 納税者本人が主な就職地に住宅を有しておらず発生する住宅家賃支出に適用される。

- ・直轄市、省都、計画単列市及び国务院の確定するその他都市については、毎月 RMB 1,500 元とする。それ以外の市管轄区人口 100 万人を超える都市については毎月 RMB 1,100 元、100 万人を超えない都市については毎月 RMB 800 元とする。
- ・納税人の配偶者が主な就職地に住宅を有する場合には納税人が有するものとみなす。夫婦の主な就職地が同じである場合、どちらかのみが控除することができる。
- ・住宅賃貸契約を締結した賃借人に対して控除が認められる。
- ・納税者及びその配偶者は、一納税年度内に住宅借入金利息及び住宅家賃の控除を同時に適用することはできない。
- ・住宅賃貸契約等の関連資料の備置を要する。

6. 高齢者扶養

- ・納税者の一名または複数の高齢者扶養支出について適用される。
- ・納税者が一人っ子である場合には毎月 RMB2,000 元の定額控除。一人っ子でない場合には、兄弟により毎月 RMB2,000 元を配分して控除できるが、一人の控除額は毎月 RMB1,000 元を超えることはできない。また、配分方法は一納税年度内に変更することができない。
- ・高齢者とは 60 歳以上の父母または子女が既に亡くなっている 60 歳以上の祖父母をいう。

特別附加控除については、今回新たに認められたものといえ、要約すれば以下のようになります。

項目	対象	控除額
子女教育費	子女	RMB1,000 元/月/名
継続教育	本人	RMB360～ RMB400 元/月
高額医療費	家族	最大 RMB80,000 元/年
住宅借入金利息	本人（配偶者）	RMB1,000 元/月
住宅家賃	本人（配偶者）	RMB1,500 元/月
高齢者扶養	父母（祖父母）	RMB2,000 元/月

また、従来から認められている外国籍人員にかかわる以下のような非課税所得については、2019 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日迄の期間について、上述の特別附加控除との選択適用が認められるものとされました。

外国籍人員（駐在員）にかかわる非課税所得

項目	対象	控除方式
住宅手当	本人	非現金または実費精算方式
子女教育費	子女	非現金または実費精算方式
ホームリース費用	本人	非現金または実費精算方式
出張手当	本人	非現金または実費精算方式
食費手当	本人	非現金または実費精算方式
クリーニング費用	本人	非現金または実費精算方式
語学訓練費	本人	非現金または実費精算方式
引っ越し費用	本人	非現金または実費精算方式

（厳密には、外国籍人員がこれらの手当収入を取得する場合には、個人所得税の申告納税または源泉徴収納税に際して、国税発[1997]54 号の規定に従った関連証憑及び証明資料を提出するものとされている点には注意が必要です。）

また、非居住者については、賃金・給与所得については基礎控除額を **RMB5,000 元** として毎月の課税所得を計算し、役務報酬所得、原稿料所得、使用料所得については都度毎の収入額を課税所得として税額を計算するものとされ、基本的には従来の分離課税方式がそのまま採用されることになります。

【手続き面での改正】

① 自己申告

今回の改正において、条例上、以下のような場合には自己申告が必要とされています。

(1) 総合所得を取得し確定申告納付（汇算清缴）を要する場合

2 か所以上からの総合所得があるまたは給与所得以外の総合所得があり、かつ、課税所得額が **RMB 6 万元** を超える場合や、追加要納税額、要還付税額がある場合には、翌年の **3 月 1 日から 6 月 30 日迄**の間に確定申告及び納付が必要とされています。

(2) 源泉徴収義務者のない課税所得を得ている場合

事業所得を有している者については、月度または四半期終了後 **15 日以内**に申告を行い、翌年の **3 月 31 日迄**に確定申告納付行わなければなりません。

また、源泉徴収義務者のない課税所得を有している者については、翌月の **15 日以内**に申告納税を行わなければなりません。

(3) 源泉徴収義務者が源泉控除を行っていない

源泉徴収義務者が源泉控除を行っていない課税所得を有している者については、翌年の **6 月 30 日迄**、または税務局の通知する期限迄に、納税を行わなければなりません。

(4) 国外源泉所得を取得している

国外源泉所得を取得している中国居住者については、翌年の **3 月 1 日から 6 月 30 日迄**の間に申告及び納付が必要とされています。

(5) 国外への移民により中国戸籍を抹消する

国外への移民により中国戸籍を抹消する者については、中国戸籍抹消前に税務清算を行わなければならないものとされています。

(6) 非居住者で中国国内 2 箇所以上において給料賃金所得を得ている場合

中国国内 2 箇所以上において給料賃金所得を得ている非居住者については、翌月の **15 日以内**に申告納税を行わなければなりません。

(7) その他国务院の規定する情況

また、従来、実施条例において以下のいずれかの条件を有する者については、納税年度（暦年）終了後 **3 か月以内**に税務局において年度申告を行うものとされていましたが、今後は **(1) の年 RMB 12 万元以上の所得**を有している者に対する申告義務自体は解消されるものと予想されます。

(1) 年所得 **RMB 12 万元以上**の所得を得ている者

(2) 中国国内 2 箇所以上において給料賃金所得を得ている者

(3) 中国国外より所得を得ている者

(4) 源泉徴収義務者のない課税所得を得ている者

(5) その他国务院の規定する者

【今後予想される対応的な修正】

①総合所得確定申告納付（汇算清繳）にかかわる規定通知の発行

翌年 3 月 1 日以降に実施が予定されている総合所得確定申告納付にかかわる規定の発行がなされることが予想されます。

②仮源泉徴収制度にかかわる調整

上述の通り、現状の累計予納控除法（累計预扣法）では、年度初めは税率が低く、月を追うごとに税率が上がっていくという形態となる予定です。これについては、暫定適用税率の計算方法等について何らかの調整がなされるものと想像されます。

また、非居住者の給与所得についての税額計算方法についても、何らかの通達等が発行されるものと考えられます。

以上のように、今回予想される中国個人所得税制改正は、制定後 25 年を経て、現状とかい離れた制度を修正するといった側面と今後の個人所得税制をより完全なものとしていく基礎とするといった側面の両方を有するものといえるでしょう。

とりわけ増値税の税率の低減及び輸出還付の増加により増値税等間接税収の割合低減を目指している中国においては、直接税の比率上昇の多くを個人所得税により賄うことは必須であると予想され、個人所得税の今後の改正については、さらなる注意が必要といえるでしょう。

この記事はみずほ銀行の MIZUHO CHINA MONTHLY 2019 年 2 月号からの転載記事となります。
(<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/index.html>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn